

# 新型コロナによる法人税等の期限延長手続きについて

新型コロナウイルス感染症の影響により、法人がその期限までに申告・納付ができないやむを得ない理由がある場合には、申請していただくことにより期限の個別延長が認められます。

## <期限延長が認められるケース>

「やむを得ない理由」については、法人の役員、従業員等が新型コロナウイルス感染症に感染したようなケースだけでなく、次のような方々がいることにより通常の業務体制が維持できないことや、事業活動を縮小せざるを得ないこと、取引先や関係会社においても感染症による影響が生じていることなどにより決算作業が間に合わず、期限までに申告が困難なケースなども該当することになります。

- ① 体調不良により、外出を控えている方がいること
- ② 平日の在宅勤務を要請している自治体に、お住いの方がいること
- ③ 感染拡大防止のため企業の勧奨により、在宅勤務等をしている方がいること
- ④ 感染拡大防止のため、外出を控えている方がいること

☆上記のような理由以外であっても、感染症の影響を受けて申告・納付期限までに、申告・納付が困難な場合には、個別に申告・納付期限の延長が認められます。

## <個別延長の場合の申告・納付期限はいつになりますか？>

新型コロナウイルス感染症の影響により、期限内に申告・納付することが困難な法人については、申告・納付ができないやむを得ない理由がやんだ日から2か月以内の日を指定して、申告・納付期限が延長されることになります。

つきましては、法人の申告書等を作成・提出することが可能となった時点で、申告を行ってください。

## <申請や届出など、申告以外の手続きも個別延長の対象となりますか？>

法人税や消費税、源泉所得税に係る各種申請や届出など、申告以外の手続きについても、新型コロナウイルス感染症の影響により、提出が困難な場合は、個別に期限延長の取扱いを行うこととしております。

## 🍀 <個別延長する場合、どのような手続きが必要となりますか？>

別途、申請書等を提出する必要はなく、申告書の余白に「新型コロナウイルスによる申告・納付期限延長申請」である旨を付記する。

(源泉所得税においては、納付を行う際に所得税徴収高計算書の「摘要」欄に「新型コロナウイルスによる納付期限延長申請」である旨を付記していただくこととする。)

このため、当初の申告期限以降に、申告書を提出する場合には、新型コロナウイルス感染症の影響による申告期限及び納付期限を延長する旨を以下の方法で作成すること。

この場合、申告期限及び納付期限は原則として申告書等の提出日となります。

### 申告・納付期限延長を申請する場合の記載例

下記の記載例のように、申告書の右上の余白に「新型コロナウイルスによる申告・納付期限延長申請」と記載します。

#### 【法人税申告書の記載例】

令和 年 月 日 税務署長殿		新型コロナウイルスによる申告・納付期限延長申請	
納税地 (フリガナ) 法人名 法人番号 代表者 代表者 住所	電話( ) -	法人区分 事業種目 同非区分 旧納税地及び 旧法人名等 添付書類	青色申告 一連番号 整理番号 事業年度(主) 売上金額 申告年月日 申告区分 法人税

#### 【消費税及び地方消費税申告書の記載例】

令和 年 月 日 税務署長殿		新型コロナウイルスによる申告・納付期限延長申請	
第3-(1)号様式		G K U 3 0 4	
納税地 (フリガナ) 名称 又は屋号	電話番号 ( ) - -	一連番号 整理番号 申告年月日 申告区分 指標準 庁指定 局指定	翌年以降 送付不要 申告区分 指標準 庁指定 局指定

ご不明点等がございましたら、お気軽に担当者までお問い合わせください。